

熊本県難聴児補聴器購入費助成事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県難聴児補聴器購入費助成事業補助金の交付に関し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童（以下「難聴児」という。）に対して、補聴器の装用による音声言語能力の向上及び等しく学び成長できる環境を確保し、コミュニケーション能力等の成長に寄与することを目的として、市町村が行う補聴器購入費の一部を助成する事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要領において、「補聴器購入費」とは、新たに補聴器を購入する経費又は別表に定める耐用年数が経過した後に補聴器を更新する経費をいう。

(補助金の交付額の算定方法)

第4条 第2条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助金の交付額は、次により算定された額とする。ただし、その算定された金額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 補聴器購入費として市町村が必要と認める額と別表に定める1台当たりの基準価格とを比較して少ない方の額を採用する。
- (2) 前号により採用された額に3分の2を乗じて得た額から寄附金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 要項の規定にかかわらず、規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式とし、市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 所要額調書（別紙1）
- (2) 積算内訳書（別紙2）
- (3) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

(補助金の変更交付申請)

第6条 市町村は、補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助金交付変更申請書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出し承認を受けなければならない。ただし、軽微な減額変更をしようとする場合（補助金交付決定額の20パーセントを超えない減額変更をしようとする場合をいう。）は、この限りでない。

- (1) 変更所要額調書（別紙3）
- (2) 積算内訳書（別紙2）
- (3) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

(補助金の中止承認申請)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、事前に別記第3号様式による補助金中止(廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定の通知)

第8条 知事は、第5条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うために必要があると知事が認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(実績報告)

第9条 市町村は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 精算額調書(別紙4)
- (2) 積算内訳書(別紙2)
- (3) 歳入歳出決算書(又は見込書)抄本

(補助金の返還等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不相当であると認められるとき。
- (2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- (3) 市町村がこの要領の規定に違反したとき。

(帳簿等の保存)

第11条 市町村は、補助金に係る収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類を当該補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年9月19日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
この要領は、平成26年1月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
この要領は、平成30年7月5日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表

補聴器の種類	1台当たりの基準価格 (円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200 円	①補聴器本体(電池を含む。)②イヤーマールド (注)イヤーマールドを必要としない場合は、基準価格から9,000円を除く。	原則として5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900 円		
高度難聴用ポケット型	43,200 円		
高度難聴用耳かけ型	52,900 円		
重度難聴用ポケット型	64,800 円		
重度難聴用耳かけ型	76,300 円		
耳あな型(レディメイド)	87,000 円	補聴器本体(電池を含む。)	
耳あな型(オーダーメイド)	137,000 円		
骨導式ポケット型	70,100 円	①補聴器本体(電池を含む。)②骨導レシーバー③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200 円	①補聴器本体(電池を含む。)②平面レンズ (注)平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除く。	

備考

- (1) 補聴器の種類によっては対象者に条件がある。(詳細は、難聴児補聴器購入費等助成金交付意見書裏面の難聴児補聴器購入費助成金交付意見書作成上の留意点を参照すること。)
- (2) デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算すること。

別記第1号様式（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

熊本県知事 様

市町村住所
市町村長

令和 年度熊本県難聴児補聴器購入費助成事業補助金交付申請書

標記補助金について、下記のとおり交付されるよう、熊本県補助金交付規則第3条及び熊本県難聴児補聴器購入費助成事業補助金交付要領第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

（添付書類）

- 1 所要額調書（別紙1）
- 2 積算内訳書（別紙2）
- 3 当該事業に関する歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

別記第2号様式（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

熊本県知事 様

市町村住所
市町村長

令和 年度熊本県難聴児補聴器購入費助成事業補助金交付変更申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった熊本県難聴児補聴器購入費助成事業を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び熊本県難聴児補聴器購入費助成事業補助金交付要領第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助金既交付決定額 | 円 |
| 2 変更後の交付申請額 | 円 |
| 3 差引き増減額 | 円 |
| 4 変更事項及び理由 | |

（添付書類）

- 1 変更所要額調書（別紙3）
- 2 積算内訳書（別紙2）
- 3 当該事業に関する歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

別記第3号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

熊本県知事 様

市町村住所
市町村長

令和 年度熊本県難聴児補聴器購入費助成事業補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった熊本県難聴児補聴器購入費助成事業補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、熊本県難聴児補聴器購入助成事業費補助金交付要領第7条の規定により、申請します。

記

- 1 中止又は廃止の内容
- 2 中止又は廃止の理由
- 3 中止の期間又は廃止の時期

別記第4号様式（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

熊本県知事 様

市町村住所
市町村長

令和 年度熊本県難聴児補聴器購入費助成事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった標記補助金に係る事業実績について、補助金の交付の決定を受けました熊本県難聴児補聴器購入費助成事業を完了しましたので、熊本県補助金等交付規則第13条及び熊本県難聴児補聴器購入費助成事業交付要領第9条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金既交付決定額	円
2 補助金精算額	円
3 差引き過不足額	円

（添付書類）

- 1 精算額調書（別紙4）
- 2 積算内訳書（別紙2）
- 3 当該事業に関する歳入歳出決算（見込み）書

(別紙1)

令和 年度 (20 年度)
熊本県難聴児補聴器購入費助成事業補助金所要額調書

市町村名 _____

(単位:円)

事業名	市町村 助成額 A	寄附金その 他の収入額 B	差引額 (A - B) C	県費補助金所要額 (C × 1/2) D
熊本県難聴児 補聴器購入費助成事 業		0	0	0

- (注) 1. 本表は、熊本県難聴児補聴器交付事業費補助金積算内訳書(別紙2)をもとに、
記入すること。また、同内訳書を本表に添付すること。
2. 市町村助成予定額は、別紙2の「市町村助成額」合計金額を転記すること。
3. Dの県費補助所要額は千円未満切捨てにすること。

令和 年度 (20 年度) 熊本県難聴児補聴器購入費助成事業補助金積算内訳書

市町村名

区分	新 規				買 入				新 額				合 計								
	申請件数 (1)	決定件数 (2)	決定台数 (3)	(3)のうち、 デジタル式補聴器 加算台数	申請件数 (4)	決定件数 (5)	決定台数 (6)	(6)のうち、 デジタル式補聴器 加算台数	自己負担額 (円) (7)	市町補助 (円) (8)	村補助 (円) (9)	計 (円) (10)	申請件数 (11)	決定件数 (12)	決定台数 (13)	(13)のうち、 デジタル式補聴器 加算台数	自己負担額 (円) (14)	市町補助 (円) (15)	村補助 (円) (16)	計 (円) (17)	
																					申請件数 (1)
軽度・中等度難聴用 米 ッ ト	43,200				0																
軽度・中等度難聴用 耳 付	52,800				0																
高米 度 ケ	43,200				0																
高耳 度 か	52,800				0																
難米 度 ケ	64,800				0																
難耳 度 か	75,300				0																
耳あな型 (レヂイタイプ)	87,000				0																
耳あな型 (4-9-タイプ)	137,000				0																
骨米 ケ	70,100				0																
骨耳 ケ	127,200				0																
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1. 市町村助成額 (6) (13) (20) には、補聴器購入費から寄付金その他の収入額を控除し、市町村が助成する額と別表に定める1台当たりの標準価格を比較してそのいずれか少ない額の3分の2以内の額で、市町村が助成した額を記入すること。
2. 交付申請時及び事業交付申請時は申請年度の収入額を、事業報告時は申請年度の収入額を記入すること。
3. 事業交付申請時は事業開始年度の収入額を記入すること。

(別紙3)

令和 年度 (20 年度)
熊本県難聴児補聴器購入費助成事業補助金変更所要額調書

市町村名 _____

(単位:円)

事業名	市町村 助成額 A	寄附金その 他の収入額 B	差引額 (A - B) C	県費補助所要額 (C × 1/2) D	既交付決定額 E	差引過不足額(D - E) F	
						超過額	不足額
熊本県難聴児 補聴器購入費助成 事業			0	0		0	0

- (注) 1. 本表は、熊本県難聴児補聴器購入費助成事業補助金積算内訳書(別紙2)をもとに、記入すること。また、
同内訳書を本表に添付すること。
2. 市町村助成予定額は、別紙2の「市町村助成額」合計金額を転記すること。
3. Dの県費補助所要額は千円未満切捨てにすること。

(別紙4)

令和 年度 (20 年度) 熊本県難聴児補聴器購入費助成事業補助金精算額調書

市町村名 _____

(単位:円)

事業名	市町村 助成額 A	寄附金その 他の収入額 B	差引額 (A - B) C	県費補助所要額 (C × 1/2) D	既交付決定額 E	差引過不足額 (D - E) F	
						超過額	不足額
熊本県難聴児 補聴器購入費助成 事業			0	0		0	0

(注) 1. 本表は、熊本県難聴児補聴器購入費事業補助金積算内訳書(別紙2)をもとに、記入すること。また、同内訳書を本表に添付すること。

2. 市町村助成額は、別紙2の「市町村助成額」合計金額を転記すること。

3. Dの県費補助所要額は千円未満切捨てにすること。